

令和2年度日田市行政改革推進委員会でいただいた意見について

【議題2-(1)】令和元年度取組状況報告書及び第1期実行プランの総括について

	意見の内容	意見に対する市の考え方 (考慮した結果及びその理由)
1	◎第1期実行プランの総括 進行管理シートは「2.行政サービスの質の向上」については感覚的には判断がつくが、「1.効率的・効果的な行政運営」については、取り組んでいるのかわからない。	第1期実行プランの総括として、数値等により進捗度を示すことが困難であったため、記載のとおりとしました。なお、別冊の進行管理シートでは計画期間中の取組をまとめた評価を追加したところです。
2	◎第1期実行プランの総括 令和元年度取組に関して未実施の事業が生じた点は残念であるが、「第1期実行プラン」としては概ね順調であり、総括も的確に行われている。第2期実行プランに基づく行政改革の継続的な取組に期待する。	引き続き第2期実行プランに基づき行政改革の取組を推進して参ります。
3	◎第1期実行プランの総括 概ね良好な実施状況と見受けられます。一部の進捗が遅れている項目については、それぞれ相応の事情が認められますが、一部に計画時に想定していなかった要因により実施が難しい取組も発生しているようです。計画策定にあたっては、手戻り防止の観点からも、一歩踏み込んで障害要因がないか確認しておく必要があるように思います。	取組の障害となり得る要因については、計画策定の際に可能な限り把握に努めます。また、取組を進める中で、新たに発覚した要因等につきましては、必要に応じて計画の見直しを行い、取組を推進していきます。
4	◎第1期実行プランの総括 実施、未実施の件数だけでなく、どのような成果が上がったのか検証の必要があると思う。例えば金額効果など成果金額、合理化効果など、数値で出せるものは数値で出せると良い。	第1期実行プランの総括として、数値等により進捗度を示すことが困難であったため、記載のとおりとしました。なお、別冊の進行管理シートでは計画期間中の取り組みをまとめた評価を追加したところです。 また、取組の成果について、数値で出せるものは数値を記載するべきとのご意見につきましては、今後の実績報告の際の参考といたします。
5	◎第1期実行プランの総括 第1期では苦戦している項目が固定化してしまったようにも見受けられます。色々な状況等があったためだとは思いますが、第2期に引き継がれる場合は、取組の実施を期待します。	第1期実行プランにおいて進捗率の低い実施事項につきましては、取組に、必要な見直しを行った上で第2期実行プランに引き継ぐこととしています。実施事項の推進のため、着実な進捗管理に努めます。

【議題 2-(2)】 進行管理シート（令和元年度実績 令和 2 年度計画）について

	意見の内容	意見に対する市の考え方 (考慮した結果及びその理由)
1	◎全般的事項 成果が分かるような資料を作成していただきたい。	実施事項ごとの取組の成果につきましては、進行管理シートの「当該年度の実施事項の進捗状況」及び「2 年間全体の評価」として記載しました。取組の成果については、数値で出せるものは数値を記載するよう努めるなど、今後の実績報告の際の参考といたします。
2	◎全般的事項 日田市総合計画では KPI など、数値目標の設定がされていると思うが、行革も KPI を設定した方が良い。	第 5 次行政改革大綱では、行政サービスの質の向上に繋がる取組に重点的に取り組んでおり、KPI の設定が難しい取組が多くあります。このため、実施事項ごとに、取組の進捗状況で評価をしていくとともに、取組の成果として数値で出せるものは数値を記載するよう努めてまいります。
3	◎全般的事項 新型コロナウイルス禍は、地場の事業所に大きな影響を与えているが、行政改革の中ではどのように捉えて今後の取組を考えているのか。	新型コロナウイルス感染症の影響により、見直しが必要な実施事項もありますことから、必要に応じてスケジュール等の見直しを進めていきます。 なお、感染症対策といたしましては、補正予算を組み事業を実施するなど、別途対応を進めております。
4	◎No.7 財務書類等を活用した適正な財政運営 取組として基金残高 60 億円となっている。明確な数値を設定することは大変だったかと思うが、この根拠はどうなっているか。	財源不足を補う財政調整基金のほか、特定目的基金ではありますが、財源調整的な意味合いのある減債基金、市職員退職手当基金、災害対策基金を含めた 4 つの基金合計額の目標値として、市の経常的一般財源の規模を示す令和元年度の標準財政規模約 208 億円の概ね 30%となる 60 億円を設定しました。
5	◎No.9 施設使用料の見直し ◎No.21 公共施設等総合管理計画の推進 いずれも個々の地域やその住民にとって直接得失が及ぶものと思われる。一部の強い主張により取捨選択の合理性や全体最適が損なわれることのないよう、計画の推進にあたっては、合理性の貫徹と住民への丁寧な説明に特に配慮願いたい。	将来的に本市が所有する全ての公共施設等を更新することは困難な状況にあることから、着実に計画を推進していくとともに、市民への十分な説明に努めます。

	意見の内容	意見に対する市の考え方 (考慮した結果及びその理由)
6	<p>◎No.11 有料広告事業の活用</p> <p>全体的に適切に進行管理が行われ、また年度計画がまとめられている。</p> <p>なお、懸案の一つとなっている「11.有料広告事業の活用」について、「地域の企業を無償でリンクを貼って紹介することで地域の情報を発信していく場とする検討」は試みとしては必要であり、また従来の行政による地域情報発信から一歩抜け出すことは重要と考えるが、一方で、こうした情報発信には様々な懸念もあり、慎重な検討が必要ではないか。</p>	<p>「No.11 有料広告事業の活用」の取組につきましては、令和 2 年度の取組において、現在活用している広告媒体の検証及び見直しに取り組むこととしています。この検証及び見直しの中で、ご指摘の点につきましては、取組を実施する際のデメリットも含めて検討して参ります。</p>
7	<p>◎No.14 ふるさと納税の促進</p> <p>ふるさと納税について。例えば実際 10,000 円のふるさと納税をすると、いくらが純粋な市税となるのか。</p>	<p>ふるさと納税の全額を市の事業に活用しておりますが、寄附者に対して地域の特産品を返礼品として送っており、送料などを含めて寄附額の概ね 50%が経費として別途必要となります。</p>
8	<p>◎No.19 給与の適正な管理</p> <p>人事院勧告は毎年発せられるものか。いわゆる一般企業でいう給与制度の昇給等であり、行政改革の中の項目とすべきものだろうか。</p>	<p>職員の給与につきましては、地方公務員法第 24 条第 2 項にある「均衡の原則」に基づき、毎年発せられる人事院勧告や大分県人事院勧告に準拠するとともに、他の地方公共団体の状況等も調査・検証しながら、給与制度の適正化を進めています。これにより、市民に理解される給与制度が確立され、適正な予算の執行にも繋がることから、行政改革の取組としています。</p>
9	<p>◎No.21 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>解体費用の確保の面から、計画的な財源確保によりスケジュールを組み立て、その推進を図ることを求めたい。</p>	<p>第 1 期実行プランでは、災害等の復旧事業を優先する中で、解体が先延ばしになった施設が多くある状況にあります。</p> <p>今後につきましては、策定を進めている個別施設計画において、費用の平準化を図りながら、施設の劣化度に応じた解体を着実に進めて参ります。</p>
10	<p>◎No.21 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>令和 2 年度の【目標に向けた取組】では、公共施設延床面積を平成 27 年度比で 8.3%削減としているが、面積的な規模はどの程度になるかを伺いたい。</p>	<p>平成 27 年度の公共施設延床面積の 8.3%は 38,114 m²となります。</p>
11	<p>◎No.21 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>住民説明の実施においては、十分な理解が得られるように努めて頂きたい。</p>	<p>公共施設の必要性に関する意見交換を含めて、市民への十分な説明に努めます。</p>
12	<p>◎No.32 水郷 TV と民間ケーブルテレビの一元化の検討</p> <p>協議・調整に時間を要したとのことだが、その課題となった点について、協議経過を伺いたい。</p>	<p>公設民営化後の料金設定や減免制度の設定、通信設備の貸付に関する条件など、関係者と協議を進めたものの、計画期間中での合意に至りませんでした。なお、現在も協議を継続しています。</p>

